

新型コロナウイルス感染症に関する母子健康管理措置による 休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

助成金の対象

①～④全ての条件を満たす事業主が対象です。

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して**5日以上**取得させたこと
- ④ この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「**両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）**」や令和2年度の「**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金**」を受給していないこと。また、令和3年度に新型コロナウイルス感染症に関する母子健康管理措置による休暇制度導入助成金を受給していないこと。

※雇用保険被保険者でない方も対象です。

助成内容

1 事業場につき 1 回限り 15 万円

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から
令和5年5月31日まで ※事業場単位ごとの申請です。

両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

助成金の対象

- **令和2年5月7日から令和5年3月31日までの期間で、①～③全ての条件を満たした事業主が対象です。**
- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
 - ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
 - ③ 当該休暇を合計して**20日以上**取得させた事業主

助成内容

対象労働者 1 人当たり 28.5 万円 ※1 事業所当たり 5 人まで

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計 20 日に達した日の翌日から
令和5年5月31日まで ※事業所単位ごとの申請です。

◎その他詳しい支給要件や手続きについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。